

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型、組換え型毒素）感染症（アジュバント加）不活化ワクチン

平成 19 年 5 月 18 日（告示第 693 号） 一部改正

動生剤基準の豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型、組換え型毒素）感染症（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.6.3、3.6.7 及び 3.6.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。